

基本理念 「 みんなで広げる 『もったいない! あまがさき』 」

施策に取入れる「もったいない」を合言葉にした4つの視点

①ごみになるのもったいない!
 【2R(リデュース・リユース)とリサイクル】

②コストをかけるのもったいない!
 【経済性と効率性】

③環境だけではもったいない!
 【経済・社会・環境の統合的向上】

④みんなでやらないかもったいない!
 【市民・事業者・行政による協働】

施策の柱	施策	推進項目	施策の柱	施策	推進項目
1 リデュース・リユースの推進	(1) 市民・事業者・行政のごみ減量の役割等の明確化	ア 市民・事業者・行政のごみ減量の役割や取組みの明確化 イ 大規模事業者の減量計画書提出の義務化	4 地域の環境美化の推進	(1) 地域における環境美化活動の推進	ア 地域の美化活動の推進 イ 海洋ごみ対策
	(2) 生ごみ・食品ロスの削減	ア 食品ロス削減に関する意識の醸成 イ 食品ロス削減行動の定着 ウ 事業者との連携による生産・流通過程での食品ロス削減の推進 エ 生ごみ減量化の推進		(2) 不法投棄対策	ア 不法投棄撲滅に向けた取組みの実施
	(3) プラスチックごみの削減	ア プラスチックを使わないライフスタイルの推進 イ 事業者との連携による生産・流通過程でのプラスチック削減の推進 ウ 市の施設における率先したプラスチック削減	5 経済的かつ効率的なごみ処理体制の構築	(1) 経済的かつ効率的な処理施設の整備と運用	ア 施設の効率的な管理・運営 イ 1施設体制での焼却処理 ウ 新ごみ処理施設の整備
	(4) リユースの推進	ア リユースに取り組む意識の醸成 イ リユース機会の創出 ウ リユース食器の利用促進		(2) 経済的かつ効率的な収集運搬体制の構築	ア 経済的かつ効率的な収集運搬体制の構築 イ AIやIoTを活用した収集運搬業務の効率化 ウ 個別に対応が必要な品目の処理 ウ-1 エアゾール缶 ウ-2 水銀使用廃製品 ウ-3 在宅医療廃棄物 ウ-4 小型充電式電池 ウ-5 処理困難物等
2 分別・リサイクルの推進	(1) 市民・事業者による分別排出の徹底	ア 市民・事業者の分別排出等の義務化 イ 家庭系ごみの不適正排出への対応 ウ 事業系ごみの不適正排出に対する指導の徹底	6 環境負荷の低減	(1) エネルギーの地産地消	ア ごみ発電の地産地消
	(2) 紙資源のリサイクルの徹底	ア 紙資源のリサイクルに関する意識の醸成 イ 雑がみの分別排出の促進 ウ 家庭系ごみの不適正排出への対応【再掲】 エ 資源集団回収運動の促進 オ 紙資源業者と連携した事業系の紙資源回収システムの構築		(2) 温室効果ガスの削減	ア 収集運搬時の温室効果ガスの削減 イ 中間処理時の温室効果ガスの削減 ウ 廃棄物分野におけるバイオマスプラスチック・生分解性プラスチックの活用
	(3) 個別リサイクル品目の推進	ア 生ごみのリサイクル イ プラスチックのリサイクル ウ 小型家電のリサイクル エ その他新しい品目	7 安心かつ安定的なごみ処理体制の構築	(1) 安心してごみ出しを行える環境づくり	ア すべての市民にいきわたるわかりやすい情報発信【再掲】 イ ごみ出し支援
	(4) 持ち去り・違法な不要品回収への対策	ア 持ち去り対策 イ 違法な不要品回収への対策		(2) 災害発生時のごみ処理体制の構築	ア 災害廃棄物処理への備え イ 事業継続計画の策定
3 意識啓発の推進	(1) 環境教育・環境学習の充実	ア 地域での環境学習の推進 イ 小学校を対象とした環境教育の推進 ウ ごみ処理施設を活用した環境学習の推進	8 経済的手法の活用	(3) 様々なリスクに備えたごみ処理体制の構築	ア 事業継続計画の策定【再掲】 イ 近隣自治体との相互支援体制の構築
	(2) 情報発信の充実	ア すべての市民にいきわたるわかりやすい情報発信 イ 事業者への情報発信		(1) 家庭系ごみの有料化の検討	ア 家庭系ごみ有料化の導入の検討 イ 大型ごみ等の処理手数料見直しの検討
	(3) 地域における3Rの取組みの支援	ア さわやか推進員制度の活用 イ さわやか推進員の活動支援		(2) 事業系ごみの処理費用負担の見直し	ア 事業系ごみのクリーンセンター使用料の見直し イ 事業系ごみ指定袋の導入の検討

凡例:

重点施策

検討施策

施策 1 市民・事業者・行政のごみ減量の役割等の明確化【重点】

市民・事業者・行政のごみ減量に向けた役割等を明確化し、各主体によるリデュース・リユースの取組みを促進します。

推進項目

ア 市民・事業者・行政のごみ減量の役割や取組みの明確化

- ・ 条例において、市民・事業者・行政のごみ減量に向けた役割や取組みを位置付け、リデュース・リユースの行動指針として示すことで、各主体による取組みを促進します。
- ・ 食品ロスやプラスチックごみなどのごみを減量することの意味、方法や効果などを併せて周知・啓発し、市民・事業者のリデュース・リユースの理解を一層深め、取組みの実践を促します。

イ 大規模事業者の減量計画書提出の義務化

- ・ 一定規模以上の事業者または一定量以上の廃棄物を排出する事業者を対象に減量計画書の作成と提出を条例で義務付け、生産・流通過程におけるごみ減量や分別排出の徹底を促します。

施策 2 生ごみ・食品ロスの削減【重点】

クリーンセンターに搬入される可燃ごみの大きな割合を占める生ごみの減量を図るため、特に食べ残しや手つかず食品などの食品ロス削減について、市民・事業者の意識を醸成し、食品ロスを発生させない主体的な行動の実践につなげます。

推進項目

ア 食品ロス削減に関する意識の醸成

- ・ 食べ残しや手つかず食品などの食品ロスを削減する目的、効果や取組み方法などについて、様々な広報媒体の活用、地域での直接の働きかけや他自治体・NPOとの連携など、積極的に広く市民・事業者へ啓発し、食品ロス削減に取り組む意識や理解を高めます。

イ 食品ロス削減行動の定着

- ・ 市民が排出する食べ残しや手を付けずに廃棄する食品の見える化・自覚化を図ることで、計画的な購入や保管・調理方法の工夫など削減に向けた取組みの実践につなげ、家庭から出る食品ロスの削減を進めます。
- ・ 家庭や事業者で余っている食品を福祉団体などに寄付する活動を推進し、環境だけでなく福祉の視点からも食品ロスの削減を進めます。
- ・ インセンティブを付与することにより、市民の食品ロス削減行動の実践や地域経済の活性化につながる仕組みを検討します。

ウ 事業者との連携による生産・流通過程での食品ロス削減の推進

- ・食品ロス削減に取り組む飲食店や小売店の支援を行い、生産・流通過程での食品ロス削減を推進します。
- ・飲食店や利用者との連携により、宴会・会食時の食べきりを呼びかけ、食べ残しなどの食品ロス削減を推進します。
- ・賞味期限による廃棄ルールや商品の売り方などといった商慣習の見直しについて、小売店・流通事業者への働きかけを検討し、流通段階における食品ロスのさらなる削減を進めます。

エ 生ごみ減量化の推進

- ・水切り習慣の定着や処理機の活用など、生ごみの減量につながる取組みを促進します。

施策3 プラスチックごみの削減【重点】

世界的に課題となっている海洋プラスチックごみや地球温暖化防止の観点から、レジ袋やペットボトルなどの使い捨てプラスチック製品を使わないライフスタイルへの転換に代表されるプラスチックごみを発生させないリデュースに重点的に取組みます。

推進項目

ア プラスチックを使わないライフスタイルの推進

- ・世界的に課題となっている海洋プラスチックごみ問題、日常生活の中でできるレジ袋やペットボトルの使用抑制など、プラスチック削減の目的、効果や取組み方法について、様々な広報媒体の活用、地域での直接の働きかけや他自治体・NPO との連携など、積極的に広く市民に啓発し、プラスチックを使わないライフスタイルを推進します。
- ・インセンティブを付与することにより、プラスチックを使わないライフスタイルの実践や地域経済の活性化につながる仕組みを検討します。

イ 事業者との連携による生産・流通過程でのプラスチック削減の推進

- ・事業者との連携により、販売時の包装の軽量化、マイボトルの利用促進や新しい生活様式下での使い捨て容器削減など、生産・流通過程でのプラスチック削減に向けた取組みを推進します。
- ・生産・流通の各段階において、事業者がプラスチックごみの発生抑制に取り組む実効性のある仕組み作りを国に働きかけます。

ウ 市の施設における率先したプラスチック削減

- ・市が調達する物品について、使い捨てプラスチックの削減を推進します。
- ・市の施設において、職員や施設利用者がペットボトルを使用しない環境を整備します。

施策4 リユースの推進

リデュースに次いで優先度の高いリユースの取組みを推進します。

推進項目

ア リユースに取組む意識の醸成

- ・リユースは 3R の中でリデュースに次いで優先される取組みであることや、効果や取組み方法について、様々な広報媒体の活用、地域に出向いて直接の働きかけやNPOとの連携など、積極的に広く市民に啓発することで、物を大切に使うという意識を醸成し、市民のリユースの取組みを促進します。

イ リユース機会の創出

- ・民間リユース事業者の情報提供を行うなど、リユース機会を創出することにより、リユースの定着を図ります。
- ・引っ越しや家財整理など大量のごみが排出される際において、民間リユース事業者活用を含めたリユース促進策を検討します。

ウ リユース食器の利用促進

- ・NPOなどとの連携により、市内で行われるイベントにおいて、リユース食器の利用を促進するなど、使い捨て容器の使用削減を図ります。

施策 1 市民・事業者による分別排出の徹底【重点】

市民・事業者によるごみの分別排出の義務を明確化し、不適正排出に対する指導を行うことで、分別排出の徹底を図ります。

推進項目

ア 市民・事業者の分別排出等の義務化

- ・条例において、市民・事業者による分別排出の義務化等を検討します。
- ・ごみの分別ルールだけでなく、分別することの意味や効果などと併せて周知・啓発を行うことで、市民・事業者の理解をより深めます。
- ・集合住宅における分別排出マナーの向上を図るため、集合住宅の管理者等に対し入居者への周知啓発及び集積所の清潔の保持の義務化等について検討します。

イ 家庭系ごみの不適正排出への対応

- ・分別ルールが守られていない排出に対し、排出者への啓発、取残しや指導を行うことで、市民を適正な分別排出へと誘導します。

ウ 事業系ごみの不適正排出に対する指導の徹底

- ・事業系ごみの適正処理やリサイクルの方法について、排出事業者への周知・啓発を行い、事業者の理解を深めます。
- ・クリーンセンターにおけるごみの搬入検査を積極的に行い、不適正搬入を行った一般廃棄物収集運搬許可業者及び不適正排出を行った排出事業者への指導をさらに進め、事業者の適正処理やリサイクルの徹底を図ります。

施策 2 紙資源のリサイクルの徹底【重点】

家庭系の紙資源については、現行の「紙類・衣類の日」と資源集団回収運動による回収を継続し、分別排出を促す取組みを進めます。特に、雑がみについて、一層の分別を呼びかけ、分別排出の徹底を図ります。

事業系の紙資源については、紙資源業者との連携などによりリサイクルを進めます。

推進項目

ア 紙資源のリサイクルに関する意識の醸成

- ・紙資源をリサイクルする目的、効果や取組み方法などについて、様々な広報媒体の活用、地域に出向いて直接の働きかけや他自治体・NPO との連携など、積極的に広く市民・事業者へ啓発し、紙資源のリサイクルに取り組む意識や理解を高めます。

イ 雑がみの分別排出の促進

- ・雑がみとしてリサイクル可能な紙資源について、その種類や排出方法をわかりやすく例示し、雑がみの分別排出を促進します。
- ・インセンティブを付与することにより、資源集団回収運動における雑がみの分別排出を促進する仕組みを検討します。

ウ 家庭系ごみの不適正排出への対応【再掲】

- ・新聞、段ボール、雑誌や多量の雑がみが「燃やすごみ」として排出されている場合など、分別ルールが守られていない排出に対し、排出者への啓発、取残しや指導を行うことで、市民を適正な分別排出へと誘導します。

エ 資源集団回収運動の促進

- ・対象品目の見直しや、優秀団体への表彰制度など活動意欲を高める手法を検討し、紙資源の回収量増加を図ります。
- ・市民の参加を一層働きかけ、回収量増加に役立つ情報の提供など、団体の活動を支援し、資源集団回収運動の活性化を推進します。

オ 紙資源業者と連携した事業系の紙資源回収システムの構築

- ・紙資源業者との連携により、小規模事業者でも取組みやすい事業系紙資源の回収の仕組みをつくり、事業者による紙資源の分別排出・リサイクルを促進します。
- ・機密書類やシュレッダー紙を安全にリサイクルできる紙資源業者への排出を促し、機密書類の分別排出を促進します。

施策3 個別リサイクル品目の推進

最終処分量のさらなる減量に向けて、リサイクルを推進します。

推進項目

ア 生ごみのリサイクル

- ・家庭系の生ごみについては、生ごみ処理機の普及促進など、市民による自主的なリサイクルの取組みを促進します。
- ・事業系の生ごみについては、食品リサイクル法に基づくリサイクルの普及啓発を行い、事業者による自主的なリサイクルの取組みを促進します。

イ プラスチックのリサイクル

- ・その他プラスチック製容器包装については、減量効果、処理経費及び温室効果ガス削減効果を踏まえると、費用対効果の面で課題が多いことから、燃やすごみとしての処理の継続を基本とします。一方、ごみの排出状況や国が検討を行っているリサイクルシステムの動向等も注視しつつ、処理方法の検討を引き続き行います。
- ・ペットボトルについて、質の高いリサイクルに向けて正しい分別ルールの市民周知を徹底するとともに、ペットボトルの単体収集など、収集方法の変更を検討します。
- ・ペットボトルや食品トレイについては、民間事業者が実施する店頭回収への排出を市民に促します。

ウ 小型家電のリサイクル

- ・家庭から出る小型家電に含まれる有用金属等のリサイクルを促進するため、小型家電リサイクル制度の周知を図るとともに、効率的な小型家電のリサイクル手法を検討し、実施します。

エ その他新しい品目

- ・国の法改正、リサイクル技術の動向、本市の排出状況や経済性などを踏まえ、新たな品目のリサイクルについても検討を行います。

施策4 持ち去り・違法な不要品回収への対策

市民が分別排出した資源物について、適正な処理やリサイクルを行うため、持ち去り行為や、分別排出されたごみや資源の違法な回収への対策を行います。

推進項目

ア 持ち去り対策

- ・引き続きパトロールの実施や市民による自主的な対策の支援など、資源物の持ち去りを防止する方法を検討し、資源物の適正なリサイクルを推進します。

イ 違法な不要品回収への対策

- ・引き続き違法な不要品回収業者を利用しないよう市民に呼びかけるとともに、パトロールや事業者への指導により、違法な不要品回収を防止し、家庭ごみの適正処理及び資源物の適正なリサイクルを推進します。

施策 1 環境教育・環境学習の充実【重点】

子どもから高齢者まですべての世代を対象とした環境教育・環境学習を推進し、持続可能な循環型社会の必要性について理解を深め、市全体で環境意識の向上を図ります。

推進項目

ア 地域での環境学習の推進

- ・地域において、子どもから高齢者まで幅広い世代や様々な主体を対象に、NPO と連携を図りつつ、積極的に環境学習会を開催し、市民の環境意識の向上を図ります。
- ・環境学習会においては、3R 行動に取り組む意味や効果を示し、市民が自らの生活の中でできる取り組みが地球規模の問題の解決に結びついていることを理解してもらうことで、リデュース・リユースの取り組みや分別排出の実践につなげます。
- ・体験型・参加型のプログラムを構築するなど、より主体的に学べる機会を提供します。

イ 小学校を対象とした環境教育の推進

- ・環境教育プログラムを活用した小学校での環境教育を推進するとともに、ごみ処理の現場を知る機会を設けることで、子どもたちのごみに対する関心を高めます。また、子どもと親が共に学べるよう内容を工夫することで、家庭での継続的な 3R の実践につなげます。

ウ ごみ処理施設を活用した環境学習の推進

- ・クリーンセンター及び資源リサイクルセンターにおいて、施設見学会の実施や 3R に関する啓発展示を行うなど、引き続きごみ処理施設をごみ減量・リサイクルに関する学習の場として活用します。
- ・新ごみ処理施設においては、ごみ減量・リサイクルの目的、効果や排出から最終処分までの流れが実感できるような施設を整備し、ごみに係る環境学習の中心施設として位置付けます。

施策2 情報発信の充実

既存の紙やインターネットといった広報媒体に加え、市民活動団体、NPO や民間事業者団体などのネットワークも活用し、すべての市民・事業者に正しいごみの分別ルールや情報が伝わるよう、わかりやすい情報発信を行います。

推進項目

ア すべての市民にいきわたるわかりやすい情報発信

- ・既存の紙やインターネットといった広報媒体に加え、市民活動団体やNPO のネットワークも活用し、すべての市民にいきわたる情報発信を行います。
- ・高齢者、外国人、転入者や集合住宅入居者など、どのような主体に対してもごみの分別やルールに関する情報が正しく伝わるよう、わかりやすい表現を工夫します。
- ・ICT 技術を活用したスマートフォンアプリなど、新たな広報媒体を常に研究し、導入を検討します。

イ 事業者への情報発信

- ・事業系ごみの排出方法や法改正など事業者が必要とする情報について、既存の紙やインターネットといった広報媒体に加え、様々な媒体や民間事業者団体のネットワークも活用し、排出事業者や許可業者への情報提供を行います。

施策3 地域における3Rの取組みの支援

地域において啓発活動などを行う「さわやか推進員」と連携し、地域における3Rの取組みや美化活動を促進します。

推進項目

ア さわやか推進員制度の活用

- ・地域において啓発活動などを行う市民を「さわやか推進員」として委嘱し、さわやか推進員の取組みを通じて、地域における3Rの取組みや美化活動への参加のすそ野拡大を図ります。
- ・地域での3R、環境美化に関するイベントやキャンペーンの開催にあたっては、さわやか推進員とも連携を図ることにより、地域における3Rの取組みや美化活動を促進します。

イ さわやか推進員の活動支援

- ・市のごみ減量施策、処理状況についての情報提供や、地域の実情についてさわやか推進員と意見交換を行う場を設け、さわやか推進員の知識の習得や、3Rに取組む意識の向上を図ります。
- ・地域での3Rの取組みや美化活動を進めるにあたって必要な支援を行うことで、さわやか推進員の自主的な取組みを促進します。

施策 1 地域における環境美化活動の推進

市民・事業者の地域の清掃活動を推進することにより、地域と一体となって、ポイ捨てや不法投棄をしない人づくり・しにくい環境づくりを推進します。また、若年層など幅広い主体が参加しやすい仕組みを検討し、美化活動の輪を広げていきます。

推進項目

ア 地域の美化活動の推進

- ・市民・事業者が自ら取組む清掃活動などを支援することにより、地域の自主的なまちの美化活動を促進します。
- ・若年層など幅広い主体が参加しやすい工夫やインセンティブの付与など、地域の清掃活動に参加しなくなる仕組みを検討し、美化活動の輪を拡大します。

イ 海洋ごみ対策

- ・まちのポイ捨てごみが海洋ごみにつながり、世界的な問題となっていることの周知を図るとともに、まちの美化活動を推進し、陸域から海域へのごみ流出対策を図ります。

施策 2 不法投棄対策

不法投棄の未然防止・早期発見を目的としたパトロールや広報啓発を継続するとともに、地域で不法投棄対策に取り組む市民・事業者や関係機関との連携を図りながら、不法投棄撲滅に向けた取組みを進めていきます。

推進項目

ア 不法投棄撲滅に向けた取組みの実施

- ・引き続きパトロールの実施や、市民・事業者、関係機関との連携による取組みを進め、市全体で不法投棄に対する監視体制を強化することで、不法投棄の未然防止を図ります。

施策 1 経済的かつ効率的な処理施設の整備と運用

ごみの減量化を進め、焼却施設の集約化により、ごみ処理コストの削減を図ります。さらに、クリーンセンター第 2 工場と資源リサイクルセンターについても、経済性に配慮した更新を行います。

推進項目

ア 施設の効率的な管理・運営

- ・定期的に点検・補修を行い施設の延命化を図りつつ、安定的な処理を維持するとともに、ごみ処理コストの削減を図ります。
- ・産業廃棄物などの不適正な廃棄物搬入が行われないよう、搬入申込受付時の確認を徹底します。

イ 1 施設体制での焼却処理

- ・令和 7 年度に耐用年数を迎えるクリーンセンター第 1 工場について、施設の更新や維持管理に係るコスト削減のため、令和 7 年度に稼働を停止し、焼却処理をクリーンセンター第 2 工場に集約します。
- ・焼却施設の集約にあたっては、ごみの減量化を進め、焼却量を削減するとともに、計画的な延命化工事を実施することにより、安定的な焼却処理を維持します。

ウ 新ごみ処理施設の整備

- ・クリーンセンター第 2 工場及び資源リサイクルセンターの老朽化が進んでいるため、令和 13 年度からの稼働を目指し、現クリーンセンター第 1 工場の敷地に新たなごみ処理施設を整備します。
- ・新ごみ処理施設の整備にあたっては、ごみの排出状況だけでなく、災害など緊急事態や環境保全も踏まえ、施設の仕様を検討します。
- ・施設の運転管理の効率化を図るため、AI や IoT の活用について、他都市の状況や費用対効果などを踏まえながら検討を行います。

施策2 経済的かつ効率的な収集運搬体制の構築

排出の状況にあわせ、経済的かつ効率的な収集運搬体制を構築します。

推進項目

ア 経済的かつ効率的な収集運搬体制の構築

- ・排出の状況に応じて人員・機材の効率的な運用を行うなど、経済性と安定的な収集運搬体制維持の両立を図ります。
- ・今後増加すると予測される「大型ごみ」、「臨時ごみ」について、対象品目や収集方法などの効率的な収集運搬体制を検討します。
- ・新ごみ処理施設の稼働に合わせた分別収集方法や処理方法について検討し、収集運搬と中間処理との効率的な運営を図ります。

イ AI や IoT を活用した収集運搬業務の効率化

- ・ごみ出しに関する問合せや収集受付、収集運搬の運行管理などの業務の効率化について、収集運搬における AI や IoT の活用を研究し、他都市の状況や費用対効果などを踏まえながら検討を行います。

ウ 個別に対応が必要な品目の処理

- ・処理に支障をきたす品目、既存の施設で適正な処理が困難な品目や法に基づく対応が必要な品目について、より安全で効率的な収集体制を検討し、市民への適正な排出方法の周知を徹底します。

ウ-1 エアゾール缶

- ・エアゾール缶やカセットボンベの排出方法について、収集車両火災などの原因となることから、国の方針や市内排出状況なども踏まえながら、より安全で効率的な処理方法を検討します。

ウ-2 水銀使用廃製品

- ・「水銀に関する水俣条約」への対応として、蛍光管など水銀を含む廃製品の処理について、国の方針や本市の排出の状況なども踏まえながら、収集方法を検討します。

ウ-3 在宅医療廃棄物

- ・在宅医療で使用した注射針などの医療系廃棄物について、引き続き医療機関の協力により、安全で効率的な回収を促進します。

ウ-4 小型充電式電池

- ・リチウムイオン電池やモバイルバッテリーなどの小型充電式電池について、業界団体が実施する店頭回収の周知を図り、業界団体の回収ルートへの排出を促します。また、回収対象外となっているものについても、安全で効率的な収集方法を検討します。

ウ-5 処理困難物等

- ・有害性・危険性のあるものや、市で処理できないものについて、リサイクルも含めた適正な処理ルートの確保を図るため、生産者責任も踏まえながら、関連業界などと連携した回収を促進します。

施策 1 エネルギーの地産地消

ごみ発電によるエネルギーの地産地消を進めることで、地域の低炭素化を図るとともに、地域経済の活性化や災害に強いまちづくりを促進します。

推進項目

ア ごみ発電の地産地消

- ・ごみ発電によるエネルギーの公共施設などでの活用を進め、地域の低炭素化を図るとともに、市民・事業者のエネルギー調達費用を地域内で循環させることによる地域経済の活性化や、自立分散型エネルギーシステムの構築による災害に強いまちづくりを促進します。

施策 2 温室効果ガスの削減

収集運搬や中間処理といったごみ処理の全ての過程において温室効果ガス排出量の削減を進めます。

推進項目

ア 収集運搬時の温室効果ガスの削減

- ・引き続き環境に配慮した収集車両の導入などにより、温室効果ガスをより低減する収集運搬体制を構築します。

イ 中間処理時の温室効果ガスの削減

- ・ごみの焼却に伴い発生した余熱を利用したごみ発電などにより、処理時のエネルギーの有効活用を継続します。
- ・新ごみ処理施設においてもごみ発電を継続するとともに、ごみ処理施設が集中立地する特性を活かして、エネルギーの効率的循環利用や省エネルギー化について検討します。

ウ 廃棄物分野におけるバイオマスプラスチック・生分解性プラスチックの活用

- ・国のプラスチック資源循環戦略を踏まえ、バイオマスプラスチック・生分解性プラスチックの利用促進について検討します。

施策1 安心してごみ出しを行える環境づくり

ごみ出しや分別が困難な方に対する支援を行い、誰もが安心してごみ出しを行える環境づくりを進めます。

推進項目

ア すべての市民にいきわたるわかりやすい情報発信【再掲】

- ・高齢者や外国人など、どのような主体に対してもごみの分別やルールに関する情報が正しく伝わるよう、わかりやすい表現を工夫します。
- ・市報の活用に加え、市民活動団体や介護・医療の従事者を通じた情報提供など、効果的な方法を検討し、周知・啓発を進めていきます。

イ ごみ出し支援

- ・ごみ出しについて、少子高齢化の進展など社会構造の変化や多様化する市民ニーズに応える新たな支援を検討します。

施策2 災害発生時のごみ処理体制の構築

災害発生時に適正かつ円滑・迅速な対応を行えるよう、国、兵庫県及び他自治体などと連携するとともに、災害廃棄物処理計画に基づき、平時の備えから災害発生時の措置に至るまで切れ目のないごみ処理体制を構築します。

推進項目

ア 災害廃棄物処理への備え

- ・「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」などを活用して、国、兵庫県及び他自治体との災害廃棄物処理に係る情報共有や広域連携を図ります。
- ・災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための対策を定めた災害廃棄物処理計画を策定します。
- ・平時から災害廃棄物の分別方法などの周知・啓発、職員の訓練や処理施設の災害対策など、発災時に適正かつ円滑・迅速な対応を行えるよう、市全体で災害廃棄物の処理に備えます。

イ 事業継続計画の策定

- ・災害発生時においても安定してごみ処理が継続できるよう、事業継続計画を策定するとともに、一般廃棄物収集運搬許可業者や委託事業者に対しても策定を促します。

施策3 様々なリスクに備えたごみ処理体制の構築

施設の故障や事故、新型コロナウイルスなどの感染症の拡大や気候変動など、ごみ処理に支障をきたす緊急事態に備え、事業継続計画を策定するとともに、近隣自治体とごみ処理の相互支援体制を確保し、緊急事態においても安定的にごみ処理が継続できる体制を構築します。

推進項目

ア 事業継続計画の策定【再掲】

- ・緊急事態においても安定してごみ処理事業が継続できるよう、事業継続計画を策定するとともに、一般廃棄物収集運搬許可業者や委託事業者に対しても策定を促します。

イ 近隣自治体との相互支援体制の構築

- ・近隣自治体と緊急事態におけるごみ処理の相互支援体制を確保し、緊急事態発生時も安定的にごみ処理を継続できる体制を構築します。

施策 1 家庭系ごみの有料化の検討

ごみの減量及びごみ処理費用負担の公平性の確保の面で有効とされる、家庭系ごみ袋にごみ処理手数料を上乗せする「家庭系ごみの有料化」について、ごみ減量の進捗状況や排出状況、ごみ処理に要する費用などを踏まえて導入を判断します。

推進項目

ア 家庭系ごみ有料化の導入の検討

- ・ごみ減量の進捗状況、最終処分場の整備状況及びごみ処理に要する費用などについて、中間年度を経過した時点で評価を行い、家庭系ごみの有料化の導入を判断します。

◇家庭系ごみ有料化制度とは

- ・ごみ処理に係る費用が上乗せされたごみ袋（指定袋）を使用していただくことで、市民の皆様から直接ごみ処理費用を徴収する制度です。
- ・現在使用いただいている指定袋は、袋原価のみの価格となっており、「有料化」とはなっていません。

◇家庭系ごみ有料化制度の目的

- ・ごみ処理の費用負担を実感いただくことで、ごみの排出抑制や分別排出にインセンティブが働き、ごみの減量化に効果があります。
- ・排出量に応じた手数料を求めることで、ごみ処理費用負担の公平性を確保することができます。

◇尼崎の現状

- ・令和 13 年度からの新ごみ処理施設の処理能力は、次期基本計画における焼却対象ごみの減量目標を踏まえ決定するため、毎日のごみの安定処理のためには、次期基本計画の減量目標を必ず達成する必要があります。
- ・大阪湾広域臨海環境整備センターでは、新たな最終処分場建設の検討を進めており、今後、本市では最終処分量の削減を図り、建設委託事業費などの低減化を進めていく必要があります。
- ・安定的な処理を確保するためには、ごみの排出量に応じて処理費用を負担する受益者負担の観点からも検討を進める必要があります。
- ・市民の協力のもとごみの減量が進み、前計画の減量目標を達成している現状においては、ただちに市民に経済的負担を求めることは難しい状況にあります。
- ・導入に向けては、市民の皆様への丁寧な説明が必要であること、また、袋の流通システムの構築、周辺市との調整協力や不法投棄対策などの課題があり、十分な検討が必要です。

イ 大型ごみ等の処理手数料見直しの検討

- ・今後、「大型ごみ」等の排出量は増加することが予想されることから、排出の状況や処理体制に合わせて「大型ごみ」等の対象となる品目と処理手数料の見直しを検討します。

施策2 事業系ごみの処理費用負担の見直し

排出者の処理責任の原則に基づき、事業者が排出するごみの処理費用については、クリーンセンター使用料の見直しや指定袋導入などの検討を進めることにより、応分の負担が行われるよう見直しを進めます。

推進項目

ア 事業系ごみのクリーンセンター使用料の見直し

- ・現状で処理原価より低くなっている使用料の設定にあたっては、ごみ処理経費、ごみの排出状況、周辺都市の状況などを踏まえて見直しを進めます。

イ 事業系ごみ指定袋の導入の検討

- ・排出者の減量の取組みがわかりやすく処理コストに反映される、クリーンセンターでの処分料金を含む事業系ごみ指定袋の導入について、導入に要する費用や料金設定にかかる課題などを踏まえた検討を行います。

次期基本計画と SDGs との関わり

次期基本計画を推進し、持続可能な循環型社会の構築を目指すことが、国際的な目標である SDGs 達成に向けた取組を推進することに資するものと考えています。

表 施策と SDGs の 17 目標との関係

施策		SDGs における 17 の目標		
1	市民・事業者・行政のごみ減量の役割等の明確化			
	生ごみ・食品ロスの削減			
	プラスチックごみの削減			
	リユースの推進			
2	市民・事業者による分別排出の徹底			
	紙資源のリサイクルの徹底			
	個別リサイクル品目の推進			
	持ち去り・違法な不要品回収への対策			
3	環境教育・環境学習の充実			
	情報発信の充実			
	地域における 3R の取組みの支援			
4	地域における環境美化活動の推進			
	不法投棄対策			
5	経済的かつ効率的な処理施設の整備と運用			
	経済的かつ効率的な収集運搬体制の構築			
6	エネルギーの地産地消			
	温室効果ガスの削減			
7	安心してごみ出しを行える環境づくり			
	災害発生時のごみ処理体制の構築			
	様々なリスクに備えたごみ処理体制の構築			
8	家庭系ごみの有料化の検討			
	事業系ごみの処理費用負担の見直し			

以上